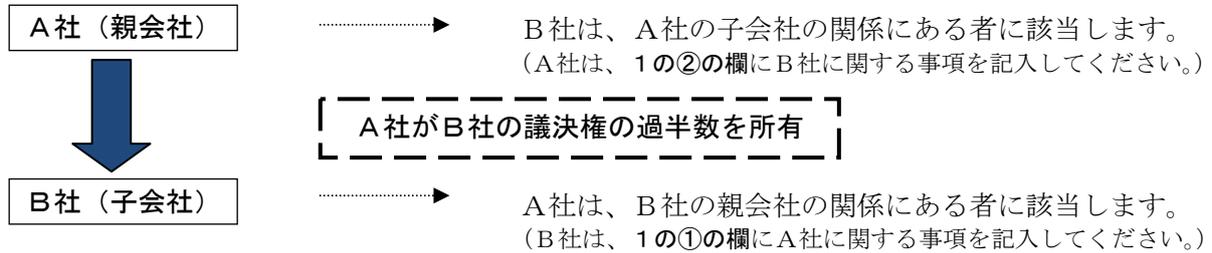


系列関係に該当する場合のイメージ

I 1の①及び②に規定する「親会社」又は「子会社」の関係にあるとは、次のような場合です。

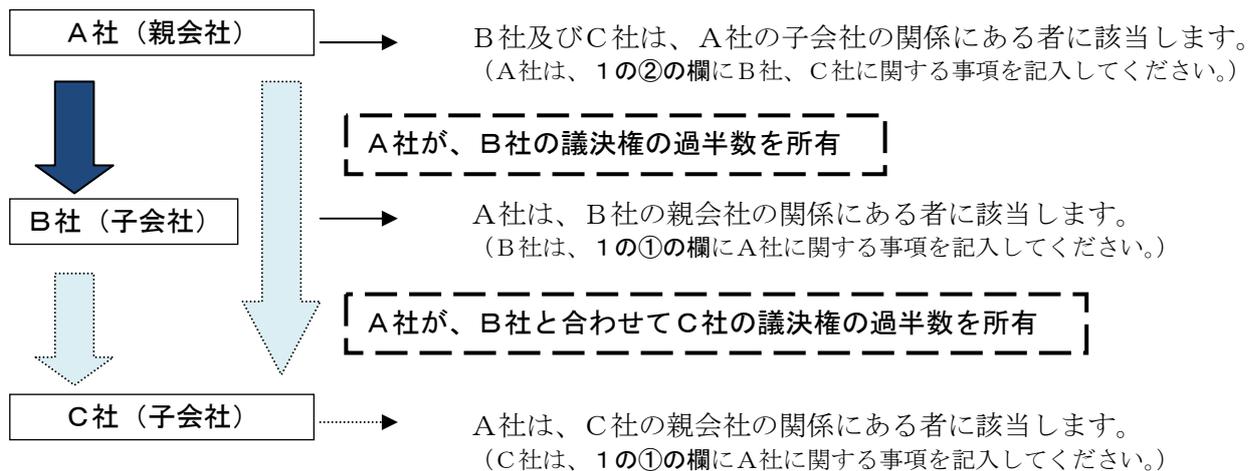
- (1) 一方の会社A^{※1、※2}が他方の会社Bの議決権総数の過半数を所有している関係
(A社とB社は、同一の入札に参加できません。)



※1 Aが個人事業者である場合は、その個人事業主を含みます。

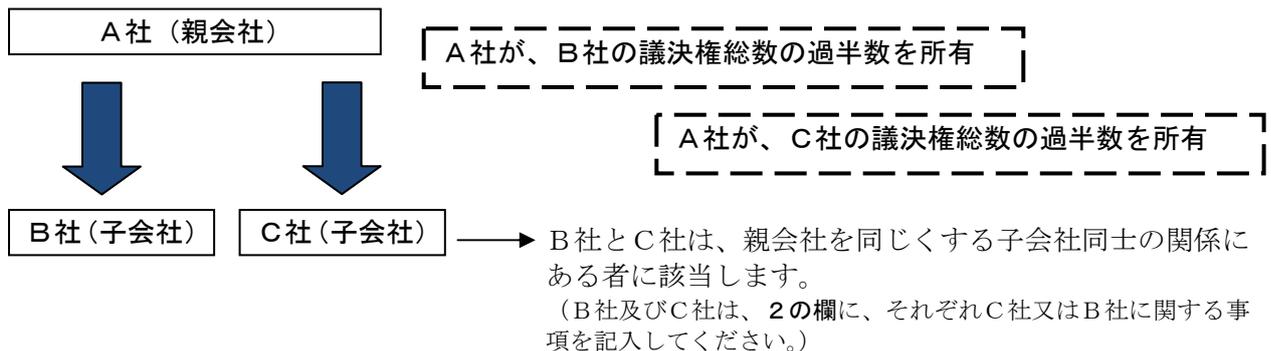
※2 A社の役員がB社の議決権総数の過半数（複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となる場合を含みます。）を所有している場合を含みます。

- (2) 一方の会社Aが、(1)の子会社の関係にあるB社が所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社Cの議決権の総数の過半数を所有している関係（A社、B社及びC社は、同一の入札に参加できません。)



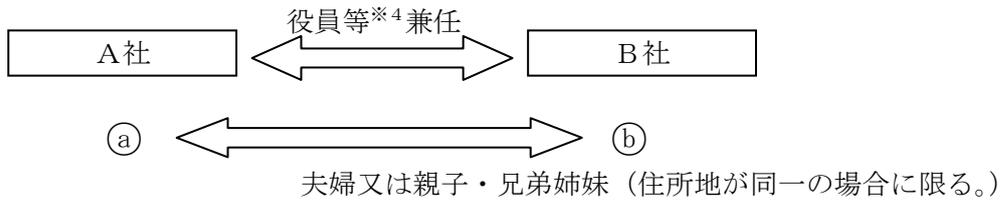
II 2に規定する「親会社を同じくする子会社同士の関係」とは、次のような場合です。

B社の議決権総数の過半数を所有している会社と、C社の議決権総数の過半数を所有している会社が、いずれもA社^{※3}である場合におけるB社とC社の関係（B社及びC社は、同一の入札に参加できません。)



※3 市の競争入札参加資格の有無、建設業許可の有無及び法人格の有無を問いません。

Ⅲ 3及び4に規定する「人的関係」のある者とは、次のような場合です。

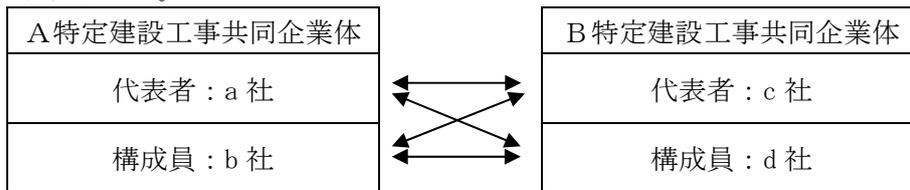


※4 「役員等」とは、次に掲げる者を言い、監査役、会計参与及び執行役員は役員等に該当しません。

- ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- イ 取締役（社外取締役を含み、委員会設置会社の取締役を除く。常勤又は非常勤を問わない。）
- ウ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- エ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役
- オ 一方が個人事業者である場合は、その個人事業主

Ⅳ 入札参加者が共同企業体である場合の適用

(1) 矢印で結ばれた2社の中に、資本関係又は人的関係がある場合には、同一の入札への参加が認められません。



(2) 矢印で結ばれた2社の中に資本関係又は人的関係があっても、同一の入札への参加は制限されません。

